

記載例

別記様式第1号（第6条関係）

使用済自動車等の解体業又は破碎業に係る施設の事前協議書

● ● × × 年 × × 月 × × 日

（宛先）前橋市長

（郵便番号）371-〇〇△△
住所 群馬県前橋市大手町〇一〇一〇
氏名 (株)自動車トレーディング
代表取締役 ○〇□□

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 027-〇〇〇-〇〇〇〇

前橋市使用済自動車等の解体業又は破碎業に係る施設の事前協議等に関する規程第6条第1項及び第7条の規定により、必要な書類を添えて協議します。

事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 解体、 <input checked="" type="checkbox"/> 破碎前処理(<input checked="" type="checkbox"/> 圧縮・ <input type="checkbox"/> 剪断)、 <input type="checkbox"/> 破碎処理	
施設の設置予定地等（事業所の名称、所在地）		
名称	(株)自動車トレーディング前橋工場	
所在地	(郵便番号)371-△△□□ 前橋市〇〇町〇一〇 電話番号 027-〇〇〇-〇〇〇〇	
事業の用に供する施設の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 使用済自動車又は解体自動車の保管場所、 <input checked="" type="checkbox"/> 解体作業場、 <input checked="" type="checkbox"/> 圧縮施設、 <input type="checkbox"/> 剪断施設、 <input type="checkbox"/> 破碎施設、 <input type="checkbox"/> 自動車破碎残渣の保管施設、 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県等のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	なし	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県等のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	なし	
道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証を受けている場合にあっては、その認証番号	なし	

解体業に係る施設

変更の内容（施設の変更に伴う協議の場合）	
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の設置予定地等、面積、保管量の上限及び保管高さの上限	所在地：なし 保管場所の面積： m ² 保管量の上限： 台 保管高さの上限： m
施設を用いて行う作業の概要	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	使用済自動車等の保管場所に2段積みで保管する。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場内で手作業により確実に回収する。床面に飛散したときは、直ちにウエスで拭き取る。 危険物保管場所にある専用のドラム缶に移し保管する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品（エアバッグ類）及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	エアバッグ、シートベルトプリテンショナーを手作業により回収し、指定引取場所に引き渡す。バッテリー、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用蛍光灯を手作業により回収する。解体は、手作業により行う。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離層の上に物を置かない。専門の業者に委託し、廃油・汚泥を定期的に引き抜く。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	再利用可能な部品は、部品業者へ売却する。有用金属となるものは、金属回収業者へ売却する。 その他の廃棄物は、産業廃棄物処理業者に運搬、処分を委託する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	エンジンや足回り等、廃油等が漏出するおそれのある部分は、専用の保管設備で保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬用トラックで運搬する。生活環境の保全上の支障を生じさせることのないよう必要な措置を講じる。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	保守点検箇所・頻度等を定めた保守点検計画を作成し、当該計画に基づき実施する。
火災予防上の措置	消防法等に則り、危険物を適切に取り扱う。
備考	

破碎業に係る施設

当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）			
変更の内容（施設の変更に伴う協議の場合）			
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残渣の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の設置予定地等、面積及び保管量の上限	所在地	なし	解体自動車
	面積(m ²)		自動車破碎残渣
	保管量の上限	台	
施設を用いて行う作業の概要			
解体自動車の保管の方法	解体自動車保管場所に保管基準に則り保管する。		
解体自動車の破碎前処理を行なう場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	解体自動車をプレス機で圧縮する。		
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法			
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）			
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残渣の保管の方法			
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬用トラックで運搬する。生活環境の保全上の支障を生じさせることのないよう必要な措置を講じる。		
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残渣の運搬の方法			
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	保守点検箇所・頻度等を定めた保守点検計画を作成し、当該計画に基づき実施する。		
火災予防上の措置	消防法等に則り、危険物を適切に取り扱う。		
備考			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 上の様式で記載できないときは、別紙に記載すること。